

公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和7年3月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 委託業務名

県産品電子カタログ運營業務委託

(2) 委託業務の目的

首都圏や関西等のホテル、百貨店、飲食店等のバイヤーを対象とした県産品電子カタログ（以下、「電子カタログ」という。）に関する保守管理を行うとともに、電子カタログへの製品等の追加掲載、情報発信を行うことにより、県産品の販売促進と認知度向上を図る。

(3) 委託業務の内容

別紙「県産品電子カタログ運營業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、当該公告に基づき生じた権利義務は、令和6年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

(5) 見積限度額

1,040,600円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

（予定価格は別途定める）

(6) 対象となる経費

別紙「県産品電子カタログ運營業務委託仕様書」を参照のこと。

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

(5) 過去5年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の実現性 ③見積額の妥当性
業務の実施体制	④実施体制の妥当性 ⑤工程の妥当性
会社の業務実績	⑥同種及び類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県営業戦略部農産物販売課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-2855 FAX：029-301-2859 電子メール：nouhan1@pref.ibaraki.lg.jp

(2) プロポーザルに関する質疑受付・回答

ア 質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、FAXもしくは電子メールで提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

イ 質疑受付期間

令和7年3月4日（火）から3月18日（火）正午までとする。

ウ 提出先

4（1）担当部局に同じ。

エ 回答方法

質疑は、令和7年3月18日（火）午後5時までにFAXもしくは電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、公告説明文の追加または修正とみなす。

5 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（様式1） 1部

イ 会社・団体概要（様式2） 1部

ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3） 4部

エ 資格要件に関する申立書（様式4） 1部

オ 企画提案書（様式自由とするが、提案者名がわかるような記載はしないこと） 4部

以下の事項を記載すること

（ア）：電子カタログへの製品・事業者の追加掲載および修正

製品20件程度の追加掲載すること。また、すでに記載されている事業者に対し、製品情報等の変更の有無を確認し、適宜修正すること。

（イ）：メールによる情報発信

カタログの閲覧を促すため、季節のおすすめ商品などのトピックスについて、ホテル、百貨店、飲食店等へ情報を発信すること。

(ウ)：業務実施体制

業務全体について、人員配置や役割、業務の流れ等を明記すること。

(エ)：工程計画

想定業務等について工程表の形式で記載すること。

(オ)：再委託の有無及び予定

(カ)：費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

(2) 提出期限 令和7年3月19日(水)

(3) 提出先 4(1)の担当部局に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。

(5) 留意事項

企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(県の休日及び正午から午後1時までを除く)。郵送の場合には、令和7年3月19日(水)までに到着したものを有効とする。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

(2) その他

ア プレゼンテーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

7 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) プロポーザルの審査内容に関しては公表しない。

(4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15条)第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

(別紙)

茨城県営業戦略部農産物販売課 行
(FAX : 029-301-2859)

**県産品電子カタログ運営業務委託
質疑・回答書**

名 称 :

担当者名 :

連絡先 :

質 問 内 容
回 答 内 容

(様式1)

企画提案提出書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(農産物販売課扱い)

住 所
商号又は名称
代表者氏名印

県産品電子カタログ運営業務委託について、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

氏名 (ふりがな)	
所属	
電話番号	
FAX 番号	
E メールアドレス	

(様式2)

会社・団体概要

商号又は名称	
代表者	
住所	
資本金	
設立年月日	
従業員数	
事業内容	
主な支店・営業所	

※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること（提出部数1部）。

過去5年間の同種又は類似業務の実績

事業名	発注者 商号又は名称 住所 電話番号	業務の概要	契約金額(千円) 履行期間

※5件まで記載すること。

資格要件に関する申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(農産物販売課扱い)

所在地
商号又は名称
代表者氏名印

茨城県が実施する「県産品電子カタログ運営業務委託」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないものであること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 4 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 5 過去5年間において、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。